

報告第 15 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 26 年 9 月 24 日提出

四万十町長 中尾 博憲

平成 25 年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

特 別 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。